

**建築主の皆様へのお知らせ**

**中間検査の特定工程等の指定**

**平成29年4月1日から**

**盛岡市**

## 盛岡市における中間検査の概要について

### ◎ 中間検査の内容について

中間検査は工事の適性を確保するため、完了検査では見ることのできない建築物の部分で安全上特に重要な部分について、施工段階で検査を行うものであり、検査対象となる工程（特定工程）については、建築基準法第7条の3第1項第1号に定める工程の他、同項第2号により特定行政庁がその地方の事情を勘案し、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定することになっております。盛岡市の対象区域は市内全域となります。

### ◎ 中間検査を行う期間について

平成29年4月1日から令和5年3月31日の期間内に行なわれる工事の特定工程が対象となります。

### ◎ 中間検査対象建築物について

建築基準法別表第1（い）欄に掲げる用途に供する建築物で、階数を3以上有するものの他、主要構造部の全部又は一部を木造とした建築物で階数が3以上のものは用途にかかわらず全て対象となります。

※法別表第1（い）欄に掲げる「自動車車庫」については、同表第1（い）欄に掲げる用途以外の用途との複合建築物の場合、「自動車車庫」の床面積が50㎡以下のものは対象外とします。

※『階数3』とは、地階を含めた階数です。（例：地下1階地上2階→階数3）

※増築の場合、既存部分が中間検査対象建築物であれば、階数が3に満たなくても、中間検査の対象となります。ただし、同一敷地内に別棟で建築を行う場合は、棟ごとの建築物の用途と階数により中間検査の要否を判断します。

※建築基準法第18条第2項の規定による計画通知に係る工事については、法第7条の3第1項第2号に定める工程において対象外となります。

### ◎ 中間検査を行う工程について

建築物の用途に応じ、下記の特定工程において中間検査を実施します。

建築物の用途	建築物の構造	指定する特定工程		
共同住宅 及び ホテル又は旅館	木造	基礎の配筋工事	2階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事	中間階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事
	鉄骨造		2階の床版の取付工事	中間階の床版の取付工事
	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造		2階の床及びはりに鉄筋を配置する工事(注1)	中間階の床及びはりに鉄筋を配置する工事
その他の中間検査対象建築物	木造	基礎の配筋工事	/	中間階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事
	鉄骨造			中間階の床版の取付工事
	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造			中間階の床及びはりに鉄筋を配置する工事
指定する特定工程後の工程				
特定工程に係る部分のコンクリート打設工事又は内外装工事				

(注 1) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造共同住宅の2階の特定工程は建築基準法第7条の3第1項第1号で定められています。(計画通知に係る工事についても対象となります。)

※『中間階』とは、建築物の地上部分の階数を2で除した数値(端数が生じた場合は切上げ)に1を加えた階を言います。

【中間階の計算例】 3階建ての場合  $3 \text{階} \div 2 = 1.5 \rightarrow 2$  よって  $2 + 1 = 3$ 階床

7階建ての場合  $7 \text{階} \div 2 = 3.5 \rightarrow 4$  よって  $4 + 1 = 5$ 階床

※ 中間階の階数は、その棟の階数で算定します。

※ 上表に該当する建築物のうち、建築基準法第85条に規定される仮設建築物は中間検査の対象とはなりません。

※ 建築基準法第68条の10第1項に規定する「型式適合認定」を受けた建築物(木造、鉄骨造に限る。)の工事については、基礎の配筋工事を除き対象とはなりません。

## 建築確認の流れ

建築確認申請

- 建築物を建てる場合は、事前に建築確認申請書を提出し、計画の内容が法令に適合しているかの確認が必要です。
- 中間検査の対象となる建物かどうかの確認をしてください。

建築確認済証

- 建築確認済証は建築基準関係法令に適合している証です。



工事着手

中間検査申請

- 中間検査の日程について事前に建築主と打合せをしてください。
- 中間検査の回数は建築物によって異なります。
- **ひとつの特定工程を複数の工区に分割して工事を行う場合、工区ごとに中間検査申請が必要となります！**

確認標示板を設置してください

中間検査

工事完了

中間検査合格証

- 中間検査に合格しなければ、「指定する特定工程後の工程」には進めません。

完了検査申請書

完了検査

検査済証

使用開始

- 検査済証は適法な建築物の証です。
- 建築確認済証と一緒に大切に保管してください。
- 検査済証の交付を受けてから使用してください。



## 中間検査手数料

中間検査を行う部分の床面積	手数料
30㎡以内のもの	14,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	16,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	21,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	29,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	46,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	61,000円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	140,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	210,000円
50,000㎡を超えるもの	410,000円

※ 手数料は、中間検査対象階までの延べ面積で算定します。2回目（建方時）以降の特定工程の床面積の算定は、対象となる階の床面積から、すでに中間検査を終えた特定工程の延べ面積を除いた床面積の合計となります。

※ 基礎の場合は1階床面積となります。（ただし、地階の床面積は2回目の特定工程に加算します。）

※ ひとつの特定工程を、複数の工区に分割して工事を行う場合の中間検査申請については、工区分けの概要・工事工程等について、事前に相談ください。

## 中間検査対象建築物の完了検査手数料

完了検査を行う部分の床面積	手数料
30㎡以内のもの	13,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	17,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	22,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	31,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	51,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	69,000円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	160,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	260,000円
50,000㎡を超えるもの	500,000円

お問い合わせ



盛岡市 都市整備部 建築指導課 査察係

電話 019-651-4111内線 7228・7227